

栃木県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年2月10日

栃木県監査委員 五十嵐 清
同 山形 修治
同 金井 弘行
同 石崎 均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

監査実施月	監査対象期間	備考
平成28年10月・11月	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給与事務（児童手当を含む。）については予備監査実施日まで ・県土整備部出先機関の監査対象期間は平成27年度
平成28年12月	平成27年度 平成27年度及び平成28年度（9月末現在）	

第3 監査の結果

（総合政策部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
東京事務所	平成28年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（経営管理部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
矢板県税事務所	平成28年10月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原県税事務所	平成28年10月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木県税事務所	平成28年11月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足県税事務所	平成28年11月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮県税事務所	平成28年11月15日	収入・支出事務のうち、不動産取得税において、賦課の決定を行わないまま、減免の決定を行っているものが5件あった。 賦課決定処分により納税義務を発生させてこそ、その後の納税義務者の不服申立てや減免申請につながるものであり、今後は適正な事務の処理に努められたい。
鹿沼県税事務所	平成28年11月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡県税事務所	平成28年11月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
自動車税事務所（「佐野支所」を含む。）	平成28年11月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(県民生活部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
美術館	平成28年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
博物館	平成28年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(保健福祉部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
中央児童相談所	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南児童相談所	平成28年10月21日	収入・支出事務のうち、児童相談所費に係る委託料の支出において、支出時期が遅延しているものが5件248,400円あった。 今後は、内部チェック機能の強化を図るなど、再発防止に努められたい。
県北児童相談所	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
動物愛護指導センター	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北食肉衛生検査所	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須学園	平成28年10月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
衛生福祉大学校	平成28年11月15日	収入・支出事務のうち、衛生福祉大学校運営費に係る栃木県乳児院等合同施設負担金の支出において、当該負担金は、県が区分所有権を有する施設の運営に要する光熱水費等の経費を関係団体と面積割等で按分し、栃木県乳児院等合同施設管理者（以下「管理者」という。）に対し支出しているものであるが、平成27年度の当該負担金に係る決算では、1,056,167円の精算残金が生じていた。 当該精算残金は、本来、衛生福祉大学校に返還されるべきものであるから、速やかに管理者に対し返還請求されたい。 収入・支出事務のうち、県有財産使用許可に伴う食費光熱水費等弁償金において、当該収入は納入通知書を発した日の属する平成28年度の歳入とすべきところ、平成27年度の歳入としていたものが3件219,402円あった。
県南高等看護専門学院	平成28年11月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(産業労働観光部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
産業技術センター （「繊維技術支援センター・県南技術支援センター・紬織物技術支援センター・窯業技術支援センター」を含む。 一）	平成28年11月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

県央産業技術専門校 (「県北産業技術専門校 ・県南産業技術専門 校」を含む。)	平成28年12月6日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
--	------------	-----------------------

(県土整備部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
鹿沼土木事務所	平成28年11月15日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
日光土木事務所	平成28年11月22日	財産・物品管理等事務のうち、県有財産の土地の貸付けにおいて、契約期間終了後も継続して土地が使用されており、契約更新事務が行われていなかった。 このような状態となったのは、借借人との意思の疎通の欠如と内部チェック体制が機能していないことが原因である。財産管理上、著しく適正を欠く状態であるので、早急に是正措置を講じるとともに再発防止に努められたい。
矢板土木事務所	平成28年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原土木事務所	平成28年12月2日	委託事務のうち、道路保全事業費(補助)に係る橋梁定期点検業務委託の設計積算において、交通誘導警備員の計上日数を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件291千円あった。
烏山土木事務所	平成28年12月6日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
栃木農業高等学校	平成28年11月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野東高等学校	平成28年11月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
日光明峰高等学校	平成28年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原高等学校	平成28年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒磯高等学校	平成28年11月22日	収入・支出事務のうち、奨学のための給付金(公立)事業費に係る扶助費において、扶養親族数を誤ったことから、支出不足となっているものが1件92,300円あった。
今市特別支援学校	平成28年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼南高等学校	平成28年11月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼商工高等学校	平成28年11月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡北陵高等学校	平成28年11月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡工業高等学校	平成28年11月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須拓陽高等学校	平成28年12月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

那須清峰高等学校	平成28年12月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
聾 学 校	平成28年12月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
特別支援学校 宇都宮青葉高等学園	平成28年12月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
高根沢高等学校	平成28年12月6日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
南那須特別支援学校	平成28年12月6日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(公安委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
宇都宮中央警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須塩原警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下野警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
日光警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須烏山警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
茂木警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那珂川警察署	平成28年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原警察署	平成28年10月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
さくら警察署	平成28年10月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山警察署	平成28年11月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木警察署	平成28年11月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野警察署	平成28年11月1日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮東警察署	平成28年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮南警察署	平成28年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼警察署	平成28年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの